

入札説明書

(一般競争入札用)

1 一般競争入札について

一般競争入札は、一般競争入札に参加する者が入札書を提出し、開札を行った後、最低の入札手数料率提示者(予定手数料率の制限の範囲内の手数料率をもって提示した者のうち最低手数料率を提示した者をいう。以下同じ。)に対して落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札手数料率提示者を最低入札手数料率提示者(予定手数料率の制限の範囲内の手数料率をもって提示した者のうち最低手数料率を提示した者をいう。以下同じ。)とし、落札決定し契約を締結するものである。

- (1) 最低入札手数料率提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- (2) 最低入札手数料率提示者の入札が無効の場合

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

ア 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。

イ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しない者であること。

(イ) 本市の区域内に、本店、支店、営業所等を有する者であること。

(ウ) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者を除く。）

(エ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該違反事項の改善がなされていないもの

ウ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

エ 本件業務に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

(ア) 営業停止処分を受けている者

(イ) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者

オ 本件業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

(2) その他

入札公告に掲げる事項及び本入札説明書に掲げる入札参加条件等を満たさない者は、当該入札を無効とする。

3 仕様書等に関する質問及び質問に対する回答書の閲覧

(1) 仕様書等に関する質問

提出期間、提出場所及び提出方法は、下記のとおり。

ア 提出期間

公告日から令和4年10月27日（木）まで。

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで。

※土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く。

イ 提出場所

広島市安佐北区可部南二丁目1-1

一般社団法人安佐医師会

安佐医師会病院開設準備室 契約担当 中浦

電話 082-555-2700（直通）

電子メール：amahp-prep-room@asaishikai.jp

ウ 提出方法

所定の様式により電子メールで提出すること。

※電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

(2) 質問に対する回答書の閲覧

質問者に直接回答（電子メール）するほか、安佐医師会ホームページに掲示及び前記(1)イにおいて閲覧に供する。

ア 前記(1)イにおける閲覧期限

令和4年11月4日（金）まで。

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで。

※土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く。

4 競争入札参加意向表明書の提出

(1) 提出書類

競争入札への参加にあたっては競争入札参加意向表明書を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

(3) 提出期限

令和4年11月4日（金）午後5時まで。

(4) 提出場所

前記3(1)イに同じ。

(5) 提出部数

1部とする。

提出された競争入札参加意向表明書の撤回又は差替えは認めない。

5 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 次の(ア)から(イ)までに掲げる書類を入れた封筒を前記の書類を入れた封筒とは別の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和4年11月24日開札」、「安佐医師会病院におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）に係る入札書在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

※「入札書等の封印・封入方法」を参照のこと。

(ア) 入札書

a 入札書は、所定の様式により提出すること。

b 入札書には、入札手数料率等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和4年11月24日開札」、「安佐医師会病院におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）に係る入札書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

- c 再度の入札は、初度入札後、直ちに実施するので、再度入札に備え、再度入札用の入札書を開札日に持参すること。再々度入札も同様とする。

(イ) 委任状（必要な場合のみ）

- a 委任状は、所定の様式により提出すること。
- b 代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人（復代理人）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人（復代理人） 〇〇 〇〇 印

ウ 提出された入札書等の撤回又は差し替えは、提出期限内であっても一切認めない。

(2) 入札書等の提出期限

令和4年11月22日（火）午後5時まで。

(3) 入札書等の提出場所

前記3(1)イに同じ。

6 入札手続等

(1) 入札の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載手数料率

入札者は、手数料率（小数第4位以下は切り捨て）を記載すること。

(3) 入札の回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

イ 初度入札において、予定手数料率の制限の範囲内の手数料率（以下「予定手数料率内の手数料率」という。）がない場合は、直ちに再度の入札を行う。再々度入札も同様とする。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。再々度入札も同様とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月24日（木）午前10時

イ 場所

広島市安佐南区八木五丁目35-2 安佐医師会館

ウ 前記アより初度入札を実施し、落札者が決定しない場合は初度入札後、直ちに再度入札を実施する。再々度入札も同様とする。

(5) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記3(1)イの契約担当へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定手数料率内の手数料率で最低の手数料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者として決定する。
- イ 予定手数料率内の手数料率で最低の手数料率をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引により順番を決定する。なお、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引くものとする。

7 入札結果の通知

入札結果については、落札者決定通知書により通知する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約手数料率

落札者の手数料率をもって契約手数料率とする。

(3) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定後速やかに安佐医師会と契約書を取り交わすものとする。

イ 合理的な理由なく落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として最高となる年度の支払予定額の100分の5に相当する額を安佐医師会に支払わなければならない。なお、安佐医師会は契約を締結しなかった落札者を、その後の安佐医師会における競争入札に参加させない措置を講ずる。

ウ 契約書は2通作成し、安佐医師会及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

ただし、契約書の様式は、安佐医師会が交付する。

(4) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等による入札の執行が困難な場合入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、安佐医師会のホームページ(<http://www.asaishikai.jp/>)のトップページ上の「安佐医師会病院入札案件」に掲載するので入札前に確認すること。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 競争入札参加意向表明書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低手数料率以上の手数料率でした入札。再々度入札も同様とする。

エ 入札手数料率を訂正した入札

オ 入札書に記名押印がない入札

カ 入札書の記入文字が明確でない入札

キ 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 本件業務の履行に当たって

本件業務の履行に当たっては、関係法令等の規定を遵守しなければならない。

(7) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、安佐医師会のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
01 入札公告（写し） 02 入札説明書 03 契約書（案） 04 競争入札参加意向表明書 05 仕様書 06 仕様書等に関する質問書 07 入札書、委任状 08 入札書の作成について 09 入札書等の封印・封入方法	安佐医師会のホームページ (http://www.asaishikai.jp/)の トップページ「安佐医師会病院 入札案件」へ画面を展開し、入札 案件を検索してからダウンロード すること。